

目 次
第1号（11月16日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局職員出席者	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
町長提出第123号議案	6
町長提出第124号議案	8
町長提出第125号議案	9
町長提出第126号議案	11
町長提出第127号議案	11
町長提出第128号議案	11
町長提出第129号議案	11
町長提出第130号議案	11
町長提出第131号議案	11
町長提出第132号議案	11
町長提出第133号議案	11
町長提出第134号議案	11
町長提出第135号議案	11
町長提出第136号議案	11
町長提出第137号議案	18
町長提出第138号議案	22
町長提出第139号議案	23
閉 会	24
署 名	25

津和野町告示第88号

令和2年第8回津和野町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年11月5日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和2年11月16日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○応招しなかった議員

令和2年 第8回(臨時)津和野町議会 会議録(第1日)
令和2年11月16日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和2年11月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 町長提出第123号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度津和野町一般会計補正予算(第7号)
日程第4 町長提出第124号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度津和野町病院事業会計補正予算(第2号)
日程第5 町長提出第125号議案 津和野町教育員会委員の任命について
日程第6 町長提出第126号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第7 町長提出第127号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第8 町長提出第128号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第9 町長提出第129号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第10 町長提出第130号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第11 町長提出第131号議案 津和野町農業委員会委員の任命について

- 日程第 12 町長提出第 132 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 13 町長提出第 133 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 14 町長提出第 134 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 15 町長提出第 135 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 16 町長提出第 136 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 17 町長提出第 137 号議案 令和 2 年津和野町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 18 町長提出第 138 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正
について
日程第 19 町長提出第 139 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正に
ついて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提出第 123 号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和 2 年度津和野町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 4 町長提出第 124 号議案 専決処分の承認を求めることについて
令和 2 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 5 町長提出第 125 号議案 津和野町教育員会委員の任命について
日程第 6 町長提出第 126 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 7 町長提出第 127 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 8 町長提出第 128 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 9 町長提出第 129 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 10 町長提出第 130 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 11 町長提出第 131 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 12 町長提出第 132 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 13 町長提出第 133 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 14 町長提出第 134 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 15 町長提出第 135 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 16 町長提出第 136 号議案 津和野町農業委員会委員の任命について
日程第 17 町長提出第 137 号議案 令和 2 年津和野町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 18 町長提出第 138 号議案 津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正
について
日程第 19 町長提出第 139 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正に
ついて
-

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宏文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

新型コロナウイルス、なかなか収束を見ない、むしろ第3波が東京、北海道、都市圏を中心に昨今増大をしてきておるとい、こういうような状況下の中で、本町の経済も本当に心配するところであります。

国もああしてG o T oキャンペーンや様々な手を打ちながら、コロナ対策と同時に落ち込んだ我が国経済を何とか再び回復に向けてという努力をしておりますが、かえってそれが感染拡大にある意味ではつながっておるとい、そういう見方もされておるわけですが、本町も特に津和野地区は観光をかなり主要視をしたそうした町でありますので、一日も早い収束を見ないと先が見えないという、こういう状況下であります。

今日も様々な議題が提案をされて審議をいただくわけでありますが、十分な御論議をいただきたいとかように思います。

本日、こうして令和2年第8回津和野町議会臨時会が招集をされました。議員各位にはおそろいでお出かけいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和2年第8回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きたいと思っております。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、5番、板垣敬司君、6番、丁泰仁君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第123号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第123号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津和野町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。

本日は臨時議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今臨時議会に提案をいたします案件は、専決処分案件2件、人事案件12件、補正予算案件1件、条例案件2件の合計17案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第123号専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルスの感染症予防対策に伴い、専決処分をさせていただいたもので、令和2年度津和野町一般会計補正予算（第7号）の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億490万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億6,990万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第123号を御説明いたします。

このたびの専決補正は、新型コロナウイルスの感染症予防対策として、9月24日付で専決処分をしたものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、10ページをお開きください。

総務管理費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の総務財政課分になりますけれども、需用費といたしまして、投票事務及び開票事務におけるフェースシールド等消耗品費208万5,000円、備品購入費といたしまして、投票用紙自動交付機等371万3,000円を増額しております。

医療対策課分として、病院の空調設備強化に伴う病院事業会計への繰出金4,367万円、商工観光課分といたしまして、負担金補助及び交付金として業績悪化緩和運転資金補助金3,785万円、町内消費拡大キャンペーン補助金500万円、津和野ガソリン・お買物共通利用券プレゼント事業補助金500万円を増額をしております。

教育委員会分では、工事請負費といたしまして、町立学校トイレ改修工事費636万4,000円を新たに計上をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、予備費でございますが、予算調整として14万3,000円を増額計上しております。

それでは、歳入の主なものから御説明いたしますので、8ページにお戻りください。

国庫補助金の総務費国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,290万5,000円を増額をしております。

繰入金では、財政調整基金繰入金2,200万円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。ないようですね、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第123号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第124号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第124号専決処分の承認を求めることについて、令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第124号専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルスの感染症予防対策に伴い、専決処分をさせていただいたもので、令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）の収益的収入支出予算の総額に、それぞれ4,367万円を追加し、収益的収入予算総額8億1,997万8,000円、収益的支出予算総額8億1,027万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第124号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第2号）の専決処分に関し、承認を求めることについて提案説明を申し上げます。

ページをめくっていただき、収益的予算の3ページをごらんください。

下の段の収益的支出の医業費用の経費4,367万円の増額は、空調設備修繕費によるものです。

上段の収益的収入をごらんください。

医業外収益の負担金交付金4,367万円の増額は、令和2年度新年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、一般会計負担金として計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第124号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第125号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第125号津和野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 議案第125号津和野町教育委員会委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

教育委員会委員としてお願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町日原341番地、氏名、清水留美子、生年月日、昭和30年10月20日でございます。清水さんにおかれましては、2期目としてお願いをするものでございます。

何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第125号を採決します。この採決は無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（沖田 守君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、道信俊昭君、3番、川田剛君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（沖田 守君） 念のために申し上げますが、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載の上、投票を願います。なお、投票における表決において賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすこととなっております。

投票用紙の配付漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（沖田 守君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（沖田 守君） 投票漏れはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 開票を行います。4番、道信俊昭君、3番、川田剛君の立会をお願いをいたします。

〔開票〕

○議長（沖田 守君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票であります。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち賛成11、反対ゼロ票であります。以上のおり全員賛成であります。よって、本案は原案のおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第6. 議案第126号

日程第7. 議案第127号

日程第8. 議案第128号

日程第9. 議案第129号

日程第10. 議案第130号

日程第11. 議案第131号

日程第12. 議案第132号

日程第13. 議案第133号

日程第14. 議案第134号

日程第15. 議案第135号

日程第16. 議案第136号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第126号津和野町農業委員会委員の任命についてより、日程第16、議案第136号津和野町農業委員会委員の任命についてまで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第126号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町長福797番地、氏名、林靖登、生年月日、昭和36年2月16日でございます。

続きまして、議案第127号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町相撲ケ原1068番地、氏名、中岡隆幸、生年月日、昭和28年3月1日でございます。

続きまして、議案第128号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町中座イ587番地、氏名、岩本学、生年月日、昭和32年5月31日でございます。

続いて、議案第129号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町直地76番地2、氏名、吉田茂、生年月日、昭和46年1月30日でございます。

議案第130号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町商人1371番地、氏名、田中聖司、生年月日、昭和36年12月1日でございます。

議案第131号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町高峯74番地、氏名、齋藤泰彦、生年月日、昭和31年6月24日でございます。

議案第132号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町添谷102番地1、氏名、石川敏明、生年月日、昭和24年1月17日でございます。

議案第133号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町中曾野1167番地1、氏名、和田和将、生年月日、昭和56年7月6日でございます。

議案第134号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬478番地2、氏名、森元健一、生年月日、昭和24年10月19日でございます。

議案第135号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町後田口277番地6、氏名、石川周子、生年月日、昭和32年1月10日でございます。

議案第136号津和野町農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お願いをしたいのは、住所、島根県鹿足郡津和野町邑輝194番地1、氏名、三家本雅夫、生年月日、昭和28年3月28日でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第126号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第126号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第126号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第127号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

討論なしと認め、これより議案第127号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第127号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第128号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第128号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第128号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第129号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第129号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第129号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第130号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第130号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第130号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第131号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第131号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第131号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第132号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者、次に、原案に賛成者、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第132号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第132号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第133号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第133号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第133号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第134号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第134号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第134号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第135号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第135号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第135号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

議案第136号津和野町農業委員会委員の任命について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。これより議案第136号を採決します。この採決は起立によって行います。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第136号津和野町農業委員会委員の任命については原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第137号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第137号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第137号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億7,390万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第137号を御説明いたします。まず、4ページをお開きください。

第2表地方債補正の変更でございます。総額で400万円の総額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明いたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、12ページをお開きください。

教育総務費の教育諸費でございます。工事請負費といたしまして、設計変更に伴い、津和野小学校プール改修工事392万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、予備費として予算調整といたしまして7万3,000円を増額をさせていただいております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

町債の教育債でございます。過疎対策事業債といたしまして、津和野小学校プール改修工事に伴い、教育の振興事業400万円を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 工事請負費で今増額になっておりますが、何をどのような理由で増額になったのか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、津和野小学校のプール改修工事の変更の主な理由について御説明申し上げます。

まず一つは、プールへ給水を行うための大本の埋設弁があるんですけども、当初これはそのまま使うということで計画をしておりましたが、実際に調べてみますと、その弁のところから漏水が発生するというので、弁の取替えをせざるを得ないということがありまして、この弁の取替工事を追加いたしました。

それから、消防取水用の取付口なんですけれども、これは当初から設計に入れておりましたけれども、当初設計では外面被覆鋼管、鉄製の鋼管で配管を予定しておりましたけれども、最終の確認を益田の広域消防のほうに行いましたところ、さびずに耐震性のある高性能ポリエチレン管のほうに変更したほうが良いという御指導をいただきましたので、こちらのほうの管に変更をしたということと、あとプールの裏側にJAの集荷場があるんですけども、その間のところが石垣が組んであって、1メートルちょっとぐらいの草地のようなところが、荒地のようなところがあります。その部分、今後草刈り機等の管理がなかなか難しいということで、学校との要望もあつたんですけども、防草シートを張ってほしいということで防草シートのほうを追加いたしました。

あとプールサイドに滑り止め用の防滑シートを張るんですけども、これが設計のほうでは室内用のシートということで見積りがしてあつたものをプール用に変更いたしましたので、こちらのほうも変更という形になりました。

それともう一つ、プールの今回は改修になります。初めてうちとしても取り組んだカバー工法といいまして、従来のプール槽の上にFRPのプールを置くということで改修

を行っているわけなんですけれども、従来のプールとFRPの間にクッションサンドという砂を敷き詰めた上にFRPを置くんですけれども、これが当初設計ではその厚さが約40センチぐらいあるんですけれども、その当初設計では半分を砕石、半分を砂ということで設計を組んでおりました。

これにつきましては、メーカーのほうもそれでも大丈夫ということではあったんですけれども、ただしその砕石部分が沈下しないということが前提でのそういう砕石と砂とでも大丈夫でもあるということではあったんですけれども、協議をしていく中で、今のプールの中に砕石を敷いても、なかなか大きい例えばロードローラーの大型のものを入れて締めるといわけにはいかないのです、将来的に下がったりするということが全く発生しないとも言えないということもありまして、これにつきましては砕石部分を砂に変えるということ、全てを砂にするということに変更をいたしました。

大まかなものは以上でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 技術的なことや材料のことで変更になっているようではありますが、これは当初設計でももう分かるはずなんですけどね。そういう砕石の転圧ができないとか砂の転圧ができないと。重機でもその大きいものを入れなくても小さいローラーでもあるんですから、それでもできるんじゃないかというふうな気もするんですが、当初設計でそれが分からなかったということが大変疑問に感じるんですが、ほかにこれ以上の変更はないと思っていいですね。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） もうプールのほうにつきましては、既にFRPのほうの設置も終わりました、あとは外部分、周り部分のコンクリートを打ったりという工事だけが残した状況ですので、これが変更は最終ということで考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第137号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第137号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第138号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第138号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第138号でございますが、津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第138号を御説明申し上げます。

なお、お手元に今回の給与関連条例に係る参考資料を用意しておりますので御覧いただければと思います。

津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正につきましては、1ページ目でございます。

今回の一部改正につきましては、国の人事院勧告を受けまして、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うものであります。年間で0.05月引き下げるものでございます。

2の条例の概要（1）期末手当の支給割合の改正、アの令和2年度でございますが、現行の3.40月が3.35月となるものでございます。なお、今年度におきましては6月分が支給済みでございますので、12月分で調整するものでございます。公布の日から施行するというものでございます。

また、イの令和3年度以降でございますが、6月支給月の1.70月が1.675月、12月支給月の1.65月が1.675月へ改正するものでございます。令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ここで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第138号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第138号津和野町特別職の職員の諸給与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第139号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第139号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第139号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第139号を御説明いたします。

先ほどの参考資料の2ページのほうを御覧いただけたらと思います。

今回の一部改正につきましては、国の人事院勧告を受けまして、職員に対して支給いたします期末手当につきまして所要の改正を行うものであります。期末手当について支給割合が改正されております。年間で0.05月分引き下げるものでございます。

参考資料の2の条例の概要（1）期末手当の支給割合の改正でございますが、アの令和2年度でございますけれども、現行の4.50月が4.45月となるものでございます。なお、今年度は6月分が支給済みでございますので、12月分で調整するものであります。公布の日から施行をするものでございます。

イの令和3年度以降でございますが、期末手当について6月支給月の1.30月が1.275月、12月支給月の1.25月が1.275月へ改正するものでございます。令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第139号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第139号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和2年第8回津和野町議会臨時会を閉会いたします。御苦勞でありました。
午前9時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員